

※「志位見解」

2014.3.14  
「赤」

「歴史の偽造は許される」

志位和夫

## 日本の司法による事実認定 「河野談話」の真実性は歴史に よって検証された

〔志位見解〕から抜粋

※

各国の元「慰安婦」が、日本政府を被告として謝罪と賠償を求めた裁判で認定された事実について、「志位見解」は、つぎのようにまとめています。

一連の判決は、「各自の事実経過」として、元「慰安婦」が被った被害について、一人ひとりについて詳細な事実認定をおこなっています。

八つの裁判の判決で、被害を事実認定されている女性数は35人にのぼります。内訳は韓国人10人、中国人24

八つの裁判の判決では、35人全員について、「慰安婦」にさせられたと事実認定した

婦」とされた過程が「その意に反していた」強制的性があったことを認定しています。「慰安婦」とされた年齢については、裁判記録で確認できるものだけでも、35人のうち26人が10代の未成年でした。

韓国人の被害者のケース

甘言など詐欺によるものとともに、強圧をもちいる強制的な連行の事実が認定されています。たとえば、「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟」の東京高裁判決（2003年7月22日）、「釜山」従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求訴訟」の広島高裁判決（2001年3月29日）で認定された個々の被害事実のうち、4名のケースについて示すことにします。（〽内は引用者）

●「帰宅する途中、釜山駅近くの路地で日本人と朝鮮人の男性二人に呼び止められ、『倉敷の軍服工場にお金を稼ぎに行かないか。』と言われ、承諾もしないうちに、船に押し乗せられてラバウルに連行された。」「日本人の紹介するいい働き口がある」と聞いて行ったところ、日本人と朝鮮人に、美江から京城、天津を経て中国各地の慰安所に連れて行かれた。●「日本人と朝鮮人が来て、『日本の工場に働きたいければ、1年もすれば嫁入り支度もできる。』と持ちかけられ、断ったものの、強制的にラングーンに連れて行かれ、慰安所に入れられへた。」「日本人と朝鮮人の青年から『金儲（もう）けができる仕事があるからついてこないか。』と誘われて、これに応じたところ、釜山

から船と汽車で上海まで連れて行かれ、窓のない三〇ぐらゐの小さな部屋に区切られた『陸軍部隊慰安所』という看板が掲げられた長屋の一室に入れられた。中国人の被害者のケース

●そのすべてについて、日本軍人による暴力を用いての文字通りの強制連行が認定されています。「中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟（第一次）」の東京高裁判決（2004年12月15日）が認定した4名の被害事実について示すことにします。

●「日本軍兵士によって自宅から日本軍の駐屯地であった進圭村に拉致・連行され、駐屯地内のヤオドン（岩山の横穴を利用した住居。転じて、横穴を穿（う）がったものではなく、煉瓦（れんが）や石を積み重ねて造った建物も指す。）に監禁された。」「3人の中国人と3人の武装した日本軍兵士らによって無理やり自宅から連れ出され、銃底で左肩を強打されたり、後ろ手に両手を縛られるなどして抵抗を排除された上、進圭村にある日本軍駐屯地に拉致・連行され、ヤオドンの中に監禁された。」「日本軍が襲い、……銃底で左腕を殴られたり、後ろ手に縛られたりして進圭村に連行され、一軒の民家に監禁された。」「日本軍兵士によって強制的に進圭村の日本軍駐屯地に拉致・連行され、日本軍兵士などから『夫の居場所を吐け』などと尋問されたり、何回も殴打されるなどした上、ヤオドンの中に監禁されへた。」「慰安所」での生活は、文字通りの「性奴隷」としての悲惨極まるものだった

被害者の女性たちが、「慰安所」に入れられた後の生活は、一切の自由を奪われる状況のもので、連日わたって多数の軍人相手の性行為を強要されるといふ、文字通りの「性奴隷」としての悲惨極まりないものだったことが、35人の一人ひとりについて、具体的に事実認定されています。「慰安所」での生活は、性行為の強要だけでなく、殴打など野蛮な暴力のもとにおかれていたことも、明らかにされています。